

逗子市移動支援人材育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がいのある人の移動に係る支援の需要に対応することを目的として、市民等が移動支援事業に従事するのに必要な知識技能を習得するために受講した専門研修に係る費用を助成し、移動支援人材として市内の移動支援事業所へ就労することを奨励するために、予算の範囲内において逗子市移動支援人材育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第26項に規定する移動支援事業を行うために設置した事業所をいう。
- (2) 移動支援従事者 法第5条第26項に規定する移動支援事業に従事する者をいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 移動支援従事者研修受講助成補助金
- (2) 移動支援事業所就労支援補助金

(補助金の交付要件及び額)

第4条 市長は、移動支援従事者研修受講助成補助金として、次のいずれかに該当する場合、5万円を交付する。ただし、対象となる研修の受講料の総額が5万円に達しない場合は、補助金額はその総額を上限とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第5条第1項(同令第7条において準用する場合を含む。)及び同令第44条第1項(同令第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に定める研修又は神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱(平成18年12月11日施行)第2条に規定する研修を令和5年4月1日以降に修了し、

市内の移動支援事業所と新たに雇用契約を交わして就労した者

- (2) 既に市内の移動支援事業所に勤務し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条に定める喀痰吸引等研修を受講した者

2 市長は、移動支援従事者として市内の移動支援事業所と新たに雇用契約を交わして就労した者が、当該事業に従事した時間が累計で50時間以上経過した場合、移動支援事業所就労支援補助金として5万円を交付する。なお、過去に市内の移動支援事業所で就労していた者が退職し、退職日から起算して1年を経過した者が、再び移動支援従事者として市内の移動支援事業所と雇用契約を交わして就労し、その従事した時間が累計で50時間以上経過した場合も補助の対象とする。ただし、応援派遣等、逗子市以外で設置した移動支援事業所等で従事した時間は含まないものとする。

（補助金の対象外要件）

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象から除外する。

- (1) 過去に移動支援事業所就労支援補助金の交付を受けた者が、再度、移動支援事業所就労支援補助金を請求した場合
- (2) 市内の移動支援事業所を退職した日から起算して1年を経過していない者が、移動支援事業所就労支援補助金を請求した場合
- (3) 補助金の申請時に、対象となる者が既に市内の移動支援事業所を退職（市外の移動支援事業所への異動等も含む。）している場合
- (4) 対象となる者の勤務状況等又は移動支援従事者研修受講助成補助金の申請をした市内の移動支援事業所の事業運営が著しく不適切であると市長が認めた場合
- (5) 補助金の交付要件を満たすために、市外の移動支援事業所から市内の関連する移動支援事業所への異動等、不自然な人事異動等が行われている場合
- (6) その他、市長が補助金の交付に当たり不適切と認めた場合

（補助金の交付申請等）

第6条 移動支援従事者研修受講助成補助金の交付申請に当たっては、交付要件に該当した後、速やかに逗子市移動支援人材育成事業補助金交付申請書兼誓約書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項に定める研修の受講修了証の写し
- (2) 研修受講料の領収書等、研修の受講料総額が分かる書類の写し

(3) 雇用契約書等、当該事業所に雇用されていることが分かる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 移動支援事業所就労支援補助金の申請に当たっては、交付要件に該当した後、速やかに逗子市移動支援人材育成事業補助金交付申請書兼誓約書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 移動支援従事者就労及び業務従事時間証明書（第2号様式）

(2) 雇用契約書等、当該事業所に雇用されていることが分かる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき、補助金の交付要件について審査の上、補助金の交付の可否を逗子市移動支援人材育成事業補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

2 市長は、補助金の交付要件について審査するに当たり必要と認めた場合は、申請者及び移動支援事業所に記載事項等の確認及び必要な書類等の提出を求めることができる。

（請求及び支払）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに、逗子市移動支援人材育成事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定者の責務）

第9条 補助金を交付された者は、本市の福祉向上のため研鑽し、就労している市内の移動支援事業所で当該業務に継続して従事するよう努めなければならない。

（事業実績報告）

第10条 補助金を交付された者は、補助金の交付決定を受けてから30日以内に事業実績報告書（第5号様式）に市長が必要と認めた書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補

助金の交付の決定を取り消し、及び補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合
 - (3) 交付対象となった移動支援従事者が、補助金の交付決定を受けてから3月以内に退職（市外の移動支援事業所への異動等も含む。）した場合
 - (4) その他、市長が補助金の交付が不適切と判断した場合
- （委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。